第四十一条第一項中の表を次のように改める。

第三十八条	法第三十八条第一項第一号	法第三十八条第四項において準用する法第三十八条第二号
第三十九条	法第三十八条第二項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八条第二項
	様式第二十九	様式第三十四
第三十九条第一号	法第三十八条第一項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八条第一項
	様式第三十	様式第三十五
第三十九条第二号	法第三十八条第一項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八条第一項
	様式第三十一	様式第三十六
第三十九条第三号	法第三十八条第一項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八条第一項
	様式第三十二	様式第三十七
第三十九条第四号	法第三十八条第一項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八条第一項
第三十九条第五号	法第三十八条第一項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八条第一項
	様式第三十三	様式第三十八
第四十条	法第三十八条第一項	法第三十八条第四項において準用する法第三十八条第一項
	第三十八条第一項	第三十八条第四項において準用する第三十八条第一項

第四十一条第二項中の表を次のように改める。

第三十九条	法第三十八条第二項	法第三十八条第五項において準用する法第三十八条第二項
	様式第二十九	様式第三十九
第三十九条第一号	法第三十八条第一項	法第三十八条第五項において準用する法第三十八条第一項
	様式第三十	様式第四十
第三十九条第二号	法第三十八条第一項	法第三十八条第五項において準用する法第三十八条第一項
	様式第三十一	様式第四十一
第三十九条第三号	法第三十八条第一項	法第三十八条第五項において準用する法第三十八条第一項
	様式第三十二	様式第四十二
第三十九条第四号	法第三十八条第一項	法第三十八条第五項において準用する法第三十八条第一項
第三十九条第五号	法第三十八条第一項	法第三十八条第一項
	様式第三十三	様式第四十三
第四十条	法第三十八条第一項	法第三十八条第一項
	第三十八条第一項	第三十八条第五項において準用する第三十八条第一項

第四十二条第一項、第二項及び第四項中「第二十九条」を「第三十九条」に改める。

第四十三条第一項中「第二十九条」を「第三十九条」に改める。

第四十四条中「第三十条第三項」を「第四十条第三項」に改める。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条　削除

第四十五条の二から第四十五条の四までを削る。

第四十六条第一項及び第二項中「第三十四条第二項」を「第四十二条第二項」に改める。

第四十七条の表中「同条第三項第一号」を「同条第四項第一号」に、「第三十三条第四項」を「第三十三条第五項」に、「第三十三条第五項」を「第三十三条第六項」に改める。

第五十一条第一号中「第二十六条」を「第三十六条」に、「基準備蓄量」を「石油基準備蓄量」に改め、同条第二号中「第二十六条」を「第三十六条」に、「基準備蓄量」を「石油基準備蓄量」に改め、同条第三号中「第二十六条」を「第三十六条」に、「基準備蓄量」を「石油基準備蓄量」に改め、同条第四号中「第二十六条」を「第三十六条」に、「基準備蓄量」を「石油ガス基準備蓄量」に改め、同条第五号中「第十八条」を「第二十一条」に改め、同条第六号中「第二十三条第三項」を「第二十六条第三項」に改め、同条第七号中「第二十五条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第八号中「第二十五条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条第九号中「第二十五条第三項」を「第二十八条第三項」に改め、同条第十号中「第二十六条」を「第三十六条」に改め、同条第十一号中「第二十六条」を「第三十六条」に改める。

第四章を第七章とし、同章の前に次の二章を加える。

第五章　国家備蓄石油

（国家備蓄石油の譲渡し及び貸付け）

第三十四条の二　法第三十一条の規定による国家備蓄石油の譲渡し及び貸付けは、次に掲げる方法により行うものとする。

一　入札による売却

二　随意契約による売却

三　交換による譲渡

四　その他経済産業大臣が定める方法